

# 教育サバイバーの語りに関する現象学的分析

## Phenomenological analysis on survivors from schooling dropout

大塚 類／杉本 卓

Rui OTSUKA / Taku SUGIMOTO

### 序 問題設定

#### 序 - 1 教育サバイバーの定義

大学教員として数年を過ごすなかで、筆者は、男女問わずある種の学生たちと出会うようになった。彼らは、小学校入学から高等学校卒業までのあいだの数年にわたって、不登校やひきこもりになっていたり、激しい非行を表出していたりしたにもかかわらず、一念発起してどこかの段階で学校に復帰し、現在は大学生（あるいは大学卒業後の社会人）になっているひとびとである。

筆者はこれまで、児童養護施設<sup>1</sup>でのフィールドワーク研究を10数年にわたって行うなかで、同じように、不登校やひきこもりや非行の表出によって学校をドロップアウトしてしまう子どもたちを数多くみてきた。18歳まで児童養護施設で生活するためには何らかの学校に所属している必要があるため、児童養護施設のケアワーカーたちは、子どもたちがドロップアウトしないように日々配慮をしている。例えば、公立の高等学校から子どもがドロップアウトしたら単位制や通信制の高等学校を探し、単位制や通信制の高等学校からもドロップアウトしてしまったら定時制の高等学校を探し、というように、子どもが学籍を維持できるようにと配慮をする。にもかかわらず、筆者の知る限りかなりの数の子どもが、学校生活を続けられずに学籍を失い、児童養護施設の措置も解除され、10代半ばから後半でフリーターやひきこもりになっていった。児童養護施設で暮らす子どもたちをめぐるこうした現状を齒がゆく思っていた筆者にとって、上述した大学生たちとの出会いは、学校生活を一度ドロップアウトしてしまっても再び戻ってこられる可能性と希望があることを、教えてくれるものだった。

そこで筆者は、小学校入学から高等学校卒業までのあいだの数年にわたって、不登校やひきこもりになっていたり、激しい非行を表出していたりしたにもかかわらず、一念発起してどこかの段階で学校に復帰し、現在は大学生（あるいは大学卒業後の社会人）になっているひとびとを「教育サバイバー」<sup>2</sup>と暫定的に名付け、彼らへのインタビュー調査を行うことにした。インタビュー調査の主たる目的は、①小学校入学から高等学校卒業までの期間に彼らに何があり、どれくらいのあいだ学校生活からドロップアウトしていたのか、②ドロップアウトしていた期間に彼らは何を考え、

何をしていたのか、③彼らはどのようにして学校生活へと復帰し、大学生（あるいは大学卒業後の社会人）になったのか、という3点を明らかにすることである。こうした意味で本研究は、教育サバイバーと名づけた人々の、人生の大いなる逆境を克服する能力、すなわち、レジリエンス（resilience）<sup>3</sup>に関する研究であると言える。教育サバイバーが備えているであろうレジリエンスについて明らかにすることは、上述した児童養護施設で暮らす子どもたちを典型例として、学校生活を途中でドロップアウトしてしまってそのままフリーターになって厳しい生活を余儀なくされたり、ひきこもりになったりする人々への支援や教育について、実践的に考察する方途になると考える。

## 序 - 2 不登校とひきこもり

本論に入る前に、教育サバイバーと関連の深い、不登校とひきこもりについてのデータを確認しておきたい。

### ・不登校について

不登校の定義から確認しておこう。不登校について、文部科学省は次のように定義している。不登校とは、何らかの心理的、情緒的、身体的、あるいは社会的要因・背景により、登校できないあるいはしたくともできない状況にある児童生徒（ただし、「病気」や「経済的理由」による者を除く）のうち、年間30日以上欠席した者である。

文部科学省が平成29（2017）年10月26日に発表した「平成28年度「児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査」結果（速報値）について」<sup>4</sup>によると、平成28（2016）年度の全国の国公立小中学校における不登校児童生徒数は134,398名、高等学校は48,579名である。国公立小中学校ならびに高等学校の児童生徒の全体数における不登校児童生徒の割合は、小学校0.48%（208人に1人）、中学校3.01%（33人に1人）、高等学校1.47%（68人に1人）となっている。年間30日以上欠席した小中学生が、過去2年連続（2016・2017年度）で過去最高人数を更新していることは耳に新しい。なお、高等学校の不登校者数は微減している。

### ・ひきこもりについて

不登校と同じく、ひきこもりも定義から確認しておきたい。ひきこもりについて、厚生労働省は次のように定義している。仕事や学校に行かず、かつ家族以外の人との交流をほとんどせずに、6か月以上続けて自宅にひきこもっている状態を「ひきこもり」と呼ぶ。厚生労働省の調査によれば、ひきこもりは、単一の疾患や障害の概念ではなく、様々な要因が背景になって生じる様態のことであり、ひきこもりのいる世帯数は、約32万世帯とされている<sup>5</sup>。

不登校児童のうちひきこもりへと至るのは経験的に約3割<sup>6</sup>という指摘がある。他方で、文部科学省の調査（不登校に関する実態調査（2014年7月発表））によると、中学卒業後5年で就学も就業もしていない人の割合は18.1%<sup>7</sup>に登り、彼らが不登校から引き続いてひきこもりになっている可能性が指摘されている。さらには、2016年に発表された内閣府の調査<sup>8</sup>によれば、広義のひきこもり<sup>9</sup>

は54.1万人、予備軍は155万人に登ることが明らかにされている。

以上で見てきたように、各省庁によってひきこもりの定義が異なることから、ひきこもりの人数にも大きな見解の相違があるのが現状である。

### 序 - 3 研究方法

以上の基礎データをふまえたうえで、小学校入学から高等学校卒業までのあいだの数年にわたって、不登校やひきこもりになっていたり、激しい非行を表出していたりしたにもかかわらず、一念発起してどこかの段階で学校に復帰し、現在は大学生（あるいは大学卒業後の社会人）になっている教育サバイバーに関する本稿の研究方法について述べる。

#### ・研究対象

教育人間科学部附置教育人間科学研究所の研究プロジェクト（課題名：困難を有する子ども・若者への総合的支援に関する研究2－専門学校教職員と「教育サバイバー」に着目して）として、筆者たちは、みずからが教育サバイバーであることを自覚しており<sup>10</sup>、インタビュー調査に協力する意志を表明してくれた大学生と大学卒業後の社会人8名に、2017年度中にインタビュー調査を実施した。

#### ・インタビュー調査の概要

インタビュー調査の主たる目的は、上述したように、①小学校入学から高等学校卒業までの期間に彼らに何があり、どれくらいのあいだ学校生活からドロップアウトしていたのか、②ドロップアウトしていた期間に彼らは何を考え、何をしていたのか、③彼らはどのようにして学校生活へと復帰し、大学生（あるいは大学卒業後の社会人）になったのか、という3点を明らかにすることであり、インタビュー内容もこの目的に準じる。したがって、本インタビュー調査は半構造化面接の形態をとった。

インタビュー調査は、各人1回1時間～2時間であり、ほとんどのインタビューイに対して、1度かぎりのインタビュー調査を実施した。しかし、複数名のインタビューイに関しては、彼らの方から定期的なインタビュー調査継続を希望されたため、現在に至るまで、最も多い人で10回ほどのインタビュー調査を実施している<sup>11</sup>。

本稿は、教育サバイバーのリジリエンスに関する研究の端緒という位置づけをとる。したがって、調査協力者8名の語りを具体的かつ詳細に分析するのではなく、彼らの語りに共通してみられる特徴を抽出し、その特徴に関して現象学の知見に基づく考察を行う、というスタイルをとる。彼らの語りに共通してみられる特徴のひとつとして今回本稿で取り上げるのは、世間とそのまなざしである。

## 第1章 教育サバイバーの語り

### 1-1 自分を非難してくるまなざし

上述したように、8名の語りにも共通してみられる特徴のひとつが、教育サバイバーとして大学生や社会人として「普通に」生きている現在でも彼らが感じ続けている、自分を非難してくるまなざしである。このまなざしは、ある人の場合には、道行く人が無差別に投げかけてくる（ように当人には感じられるところの）侮蔑的なまなざしであったり、電車に乗り込んだ際に不特定多数の人から自分へと矢のように向けられる（ように当人には感じられるところの）批判的なまなざしであったりする。このように自分を非難してくるまなざしが、不特定多数の他者の匿名的なまなざしという形式を取る場合もあれば、以下で述べるように、特定の人物のまなざしとして実感される場合もある。具体的にふたりの人物の語りを見ていきたい。

#### ・24時間自分を非難してくる神

本インタビュー調査時点では社会人になっていたAさん（女性・20歳代）だが、彼女が大学生の時から筆者とは知己である。中学校時代に摂食障害になり、生命維持が危険視されるレベルまで体重を落としたAさんは、体力的な問題もあり、中学2年生から3年生にかけて不登校状態になった。しかし、成績優秀であった彼女は、地域の進学校に合格し、高校生活は不登校にならずに通学を続けたそうである。そのままAさんは、受験勉強をほとんどせずに希望の難関4年制大学に入り、大学生生活をスタートさせた。とはいえ、高校時代から大学時代の前半まではほとんど友人がいない生活を送っていたとのことである。

筆者が出会った大学生前半時期のAさんは、自分の過去や現在について語りだすととまらなかった。その際に語られたのが、24時間彼女を非難してくる「神」の存在である。

この「神」は、Aさんの頭上で24時間いつでも彼女を監視しており、彼女が自堕落な生活を送っていると非難するまなざしを送ってくるため生活がしづらい、とのことだった。彼女の話聞いた筆者や他の学生たちが、「それは結局自分の意識（罪悪感等々）なのではないか」ということをくり返し彼女に伝えるなかで、ある日突然彼女から、「先生、神がいなくなった。やっぱり神は私だったみたい」という発言があり、その後、24時間監視してくる神はいなくなったそうである。

#### ・過去の自分が自分を叱責してくるまなざし

本インタビュー調査時点で大学生であったBさん（女性・20歳代）は、特段の理由もないまま、中学生の3年間をほぼ不登校状態で過ごしていたそうである。特に中学2年生の時は、自分でも何をして過ごしていたかの記憶がほとんどないほどに、毎日、自室にこもって壁に背を付けて体育座りをして過ごしていたという。中学3年生になってから、地域有数の進学校への進学を希望したが、3年間不登校状態が続いたため内申点が低く、学力的には問題がなかったにもかかわらず、希望する高校への進学は叶わなかったそうである。不遇の高校時代を過ごしたBさんは、受験勉強に力を注ぎ、大学は希望する大学に進学できたが、大学の友人などに、自分の学齢期時代の出来事を話すこ

とはほとんどなかったそうである。

Bさんの場合、自分を非難してくるまなざしは、中学2年生の一番つらかった時期の自分自身の幻影が向けてくるまなざしとして感じられていた。

Bさんに対するインタビュー調査は、筆者の大学の研究室で行っていた。インタビューの途中でBさんは研究室の角に目をやり、「中学2年生のときの自分がそこに立っていて、恨みがましい視線を送ってきているのが見える」、と教えてくれた。上述したように、中学2年生のときのBさんは、青いTシャツを着て、Tシャツの青色が自室の白い壁に移ってしまうほどに長い期間にわたって、背中をつけて体育座りをし続けていたそうである。その青いTシャツを着た中学2年生のときの自分が、現在においても、精神的な調子が良くないときに現れて自分を責めてくるのだ、とBさんは教えてくれた。青いTシャツを着た中学2年生当時のBさんは、現在のBさんに対して、「もっといい大学に行けたはずだ」、「もっといい就職ができたはずだ」、と非難してくるのだという。

Aさんの時と同様、Bさんに対しても筆者は、「中学2年生のときの自分は、結局今のBさんが作り出している幻影なのだから、過去の自分をもう解放してあげたら?」と提案してみた。しかしBさんは、「それは頭ではわかっているのだけれど、自分の調子が悪いときにはどうしても出てきてしまうのだ」、と苦しげに語っていた。

## 1-2 「あたりまえ」からの逸脱と再包摂

AさんとBさんを具体例として、教育サバイバーのひとびとは、その人なりのかたちで、今の自分を非難してくるまなざしを蒙り続けている。このまなざしの起源をたどれば、おそらく、不登校やひきこもりや非行を表出していた時期に彼らを感じていただろう身の置きどころのなさや、罪悪感等々に行き着くのであろう。

表現の違いはあれ、インタビュー調査に応じてくれた教育サバイバーの8名全員が、不登校やひきこもりや非行を表出していた時期のつらさや、苦しさや、身の置きどころのなさや、家族や学校に対する罪悪感について語ってくれた。序 - 2で引用した文部科学省の調査名（「児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査」）からも示されるように、教育サバイバーのひとびとが様々な苦しみを感じざるを得ないのは、それぞれにどんな理由があったとしても、不登校やひきこもりや非行は、「問題行動」や「生徒指導上の諸課題」であり、不登校やひきこもりや非行を表出することは、たいていの人がそこに収まっている「あたりまえ」からの逸脱とみなされるからである。

しかも、教育サバイバー8名の語りからみえてくるのは、こうした「あたりまえ」からの逸脱が、当人にもよくわからない理由によって起きてしまうという苦しさである。上述したAさんは、摂食障害による体力の低下という明確な理由があったが、彼女の場合でも、なぜ摂食障害になってしまったのかの明確な理由はわからないままだという<sup>12</sup>。Bさんも含め、Aさん以外のほとんどのひとびとは、いじめや家庭内の問題といったわかりやすい明確な理由がないままに、気づいたら学校に行けなくなっていた、と語っている。わかりやすい明確な理由がないにもかかわらず、ほとんどの人

がそこに収まっていられるはずの「あたりまえさ」から気づいたら逸脱していたという事実は、学齢期の彼らにとって非常に苦しいものであったことは想像に難くない。

しかし同時に興味深いのは、彼らが教育サバイバーであることが示しているように、1年から数年のブランクを経て、彼ら全員が学校に復帰していることである。つまり、わかりやすい明確な理由がないままに逸脱した「あたりまえさ」に、彼らは再び包摂されていくのである。こうした「あたりまえさ」からの逸脱と包摂というテーマについて、次章以降では、現象学者マルティン・ハイデガーの術語である「世間」という観点から考察を深めたい。

## 第2章 ハイデガーにおける世間

### 2-1 世間の定義

ハイデガーは、不特定多数のひとびとのなかのひとりという仕方、私たちが日常生活を営んでいるときの存在様式を、〈世間 (das Man; the man)〉という観点から明らかにしている。

ハイデガーのいう世間は、〈ひと並みに〇〇して欲しい〉、〈そんなことでは世間では通用しない〉、といった表現を典型例とするような、日本語の〈ひと〉や〈世間〉と同じ事柄を意味している。つまり、ハイデガーのいう世間は、近所の人やクラスメートといった、顔の見える「特定のひとびと」でもなければ、日本人全員といった、「すべての人間の総計」でもない<sup>13</sup>。このように世間とは、その内実と範囲があいまいなものであるため、あらゆるひとが世間の一員となりうる一方で、この世間は実はだれでもない、ということになる<sup>14</sup>。にもかかわらず、いやむしろ、このようにあいまいだからこそ、世間は、ある事柄を私たちがどのようにとらえるのか、ある状況にふさわしい事柄がなんであるのか、といったことを、暗黙のうちに規定している<sup>15</sup>。

たとえば、現在では、ファッション、食べ物、本、映画など、私たちの生活のあらゆる事柄に流行がある。また私たちは、パジャマのまま外出したり、電車内で携帯電話で通話することなどをおのずと控える。というのも、私たちの好みや考え方や価値観が、暗黙のうちに世間に規定されているからである。このように私たちは、自分の判断や感覚で行動しているようにみえても、実際には、「ひとが享受するような仕方、享受し楽しむものであり、ひとが見るような仕方、…読んだり見たりするのであり、ひとがいきどおりながら見いだすものを、いきどおりながら見いだしているのである」<sup>16</sup>。

### 2-2 世間の一員としての平均的な在り方

私たちが世間に規定されていることについて、流行のファッションという観点からさらにみていきたい。通信ネットワークが発達した現在では、国内外の有名デザイナーのコレクションの様子が、ほとんど間髪をおかずに、インターネットや、テレビや、新聞で報道される。デザイナーが発信する流行のデザインは、大量生産の既製服にすぐに反映され、誰にでも手ごろな値段で買えるように

なる。女優やモデルのヘアスタイルや化粧方法についても、テレビ番組や雑誌の記事で特集され、誰でもまねすることができる。このように世間においては、「あらゆる優位が音もなく抑圧され」、「勝ちとられたもののすべては手ごろなもの」になり、「どんな秘密もその力を失う」<sup>17</sup>。ひとびとには本来、さまざまな違いがそなわっているはずであるが、私たちはみな、こうして均一にならされ、世間の一員として平均的な在り方をするようになる。

では、みんなと同じようにあたりまえに普通であることで、つまり、世間の一員として平均的な在り方をする中で、私たちが安心できるのはなぜなのであろうか。

### 2-3 可能性の実現と世間との関係

日常生活において、私たちは、「つねに、自分の存在の可能性を放棄したり、それらをつかみとったり、つかみそこなったりしている」<sup>18</sup>、とハイデガーは言う。この可能性とは、〈成功の可能性が高い〉、〈無限の可能性を秘めている〉といった言い方にあるような、物事が実現する見込みや、潜在的な能力を意味しているのではない。そうではなく、私たちの行為やふるまいの一つひとつが、私たち自身によって選択され、実現された可能性なのである。

この可能性について、私たちがC店でTシャツを買う、という例で考えてみよう。Tシャツではなくポロシャツを買う、C店ではなくD店に行くといった、ありとあらゆる可能性のなかから、私たちは、C店でTシャツを買う、という特定の可能性を選びとっている。このように、自分にとっての可能性をそのつど実現しつづけることによって、私たちは、一瞬先の自分の未来を、ひいては自分の将来を方向づけている。C店でTシャツを買うかどうか、といった日常のささいな選択であっても、あらゆる選択には、こうした重みがおのずとそなわっている。だからこそ、選択の責任や結果をそのつど自分で負わなければならないことは、私たちにとって重荷になる。そこで、上述した世間が、私たちの代わりにこうした重荷を背負ってくれるのである。つまり、世間が「責任を免除してくれる」<sup>19</sup>のである。

責任の免除が可能となるのは、世間が、日常生活における私たちの在り方を前もって描いておくという仕方で、すべての判断と決断を私たちに前もって与えてくれているからである<sup>20</sup>。だからこそ私たちは、自分の決断や行動に対する疑いや不確かさをほとんど感じることなく、自分のふるまいや考え方について、それが普通で当然であるという安心感をいつも得ることができる。そのおかげで私たちは、なんの問題も齟齬も生じない日常生活については、悩むことなく、スムーズに過ごすことができる。それどころか、経験的にも実感できるように、私たちは、自分のふるまいにことさら理由づけなどする必要なしに、日常生活を営んでいる。そしてだれかから、たとえば、「どうしてC店のTシャツにしたの?」、と聞かれたときには、「だって、流行していてみんながもっているから」、と答えることもできる。世間が責任を免除してくれなければ、私たちは、自分の選択一つひとつの妥当性や根拠を、自分で作りださなければならない。たとえば、Tシャツの例でいえば、なぜC店で買うのか、なぜポロシャツではなくTシャツなのか等々について、納得のいく答えをださなければならない。こうなってしまうと、私たちはTシャツ一枚でさえ、買えなくなってし

まうだろう。

## 終章 教育サバイバーにとっての世間

現象学者ハイデガーの「世間」に関する以上の思索をふまえたうえで、教育サバイバーのひとびとと世間との関係について考えていきたい。

### 終 - 1 教育からのドロップアウトと世間

1-2ですでに述べたように、教育サバイバーのひとびとが、不登校やひきこもりや非行の表出時に様々な苦しみを感じざるを得なかったのは、そうした行動が、たいていの人がそこに収まっている「あたりまえ」からの逸脱とみなされるからである。しかも、教育サバイバーの場合には、こうした「あたりまえ」からの逸脱が、当人にもよくわからない理由によって起きてしまっているのであった。

この「あたりまえ」は、そのままハイデガーのいう「世間」に置き換えることができる。つまり、不登校やひきこもりや非行の表出は、世間の一員としての平均的な在り方からの逸脱であり、この逸脱によって、教育サバイバーたちは、自分の決断や行動に対してあたりまえに与えられるはずの安心感を奪われ、自分で自分の責任をすべて負わなければならない状況に追い込まれていた、と言えることになる。次節で後述するように、世間からのこうした逸脱は、1年間から数年間という限定的なものであり、彼らはすべて再び世間の一員へと舞い戻る（だからこそ彼らは教育サバイバーでいられている）。しかし、たとえ期間限定であるとしても、世間から逸脱し、世間が与えてくれる安心感と責任の免除が奪われてしまうことは、私たちのその後の人生にも大きな影響を及ぼすほどの一大事なのではないだろうか。だからこそ、教育サバイバーのひとびとは、教育への再包摂を果たしたあとも、自分自身が普通ではなかったことをどこかで負い目に感じ、Aさんのように一時期そのことをみずから語りださずにおれなかったり、Bさんのように大学卒業後までほとんど誰にも語らなかつたりするのだと考えられる。このように、教育サバイバーのひとびとが教育からドロップアウトしているあいだだけではなく、世間に再包摂されたあとも、世間の一員になれない（なれなかった時期が確かにあった）というかたちで、世間は彼らを苦しめ続けているといえる。

### 終 - 2 教育への再包摂と世間

他方で、本研究のインタビュー調査から見えてきたのは、教育サバイバーのひとびとが教育へと再包摂される歩みにおいても、つまり、彼らが不登校・ひきこもり・非行から脱して、教育サバイバーになる歩みにおいても、世間が大きな役割を果たしている、ということである。

今回インタビュー調査に協力くださった8名は、全員、偏差値の高い4年制大学への進学を果たし

ている。「そのままひきこもりになる人もいるなかで、どうして難関大学への受験を目指したのですか」、という筆者の質問に対して、8名全員が、「大学進学しないなんてことは考えもしなかった」という趣旨の回答をしており、大変興味深い。

例えば、上述したようにAさんは、生まれついた頭の良さもあり、受験勉強をほとんどせずに難関大学への入学を果たしている。他方、Bさんは、高校受験での苦い経験を糧に、猛勉強をして難関大学への入学を決めている。Bさんと同じく、中学入学翌日から3年間一度も中学校に通わず、通信制高等学校に進学し、2年間の浪人生活を経て難関大学への進学を決めたEさん（男性・20歳代）も、「自分と同じ小学校の人たちよりも偏差値の高い大学に行くのはあたりまえだと思っていたので、浪人生活も苦ではなかった」、と語ってくれた。

こうした一連の語りから示唆されるのは、教育サバイバーのひとつとが、不登校・ひきこもり・非行の表出というかたちで、限定的な期間であるとしても、世間の一員としての平均的な在り方から逸脱しながらも、大学進学とその後の一般的な就職という意味での世間の平均的な在り方が自分にはできない、とは全く思っていないということである。つまり、彼らは、限定的な期間、世間の一員としての平均的な在り方から逸脱しながらも、自分が逸脱し続けるとは思っていなかった、ということである。「状況は厳しかったことが想定されるのに、なぜそのように難関大学に進学できると（いわば盲目的に）思えたのか」、という筆者のぶしつけな問いに対して、彼らのほとんどが、「わからないが、あたりまえにそうなる（＝難関大学に進学する）と思っていた」、と答えている。つまり、教育サバイバーのひとつとは、世間の一員としての平均的な在り方から逸脱しながらも、みずからが世間の一員へと戻ることを何の根拠もなく確信していた、と言えることになる。こうしたいわば無根拠の確信が彼らを支え、難関大学への進学という教育への再包摂に向けた彼らの努力を支えたのである。

### 終 - 3 今後の課題

以上でみてきたように、教育サバイバーのひとつとは、限定的な期間であるとしても世間の一員であることから逸脱することによって苦しみ、と同時に他方で、自分が世間の一員に戻ることを何の根拠もなく確信できていたからこそ、難関大学への入学というかたちで教育への再包摂を果たしている。したがって、教育サバイバーのひとつとは、世間から一度も逸脱したことのない多くの人々よりも一層強いかたちで、世間の一員であることを意識し、世間に規定されている、といえる。彼らのこうした意識の在りようが、「神」についてのAさんの語りや、「叱責してくる過去の自分自身」についてのBさんの語りにも典型的に現れている。つまり、世間の一員へと戻ることを確信していたり、さらには、難関大学に合格するという形で、世間のなかでも自分は優秀な一員であるはずだ（あらなければならない）という意識が、「神」や「過去の自分」として具現化し、「自分なら本当はもっとできたはずだ」と彼女たちを苦しめている、と考えられるのである。

上述したように、本稿は、教育サバイバーのリジリエンスに関する研究の端緒という位置づけをとる。教育サバイバーに関する本研究の今後の課題は、彼らに対する経時的・継続的な調査を続け、

彼らの今後の動向を追っていくことである。と同時に、本稿で明らかになった、世間と彼らとの緊密な関係がなぜ生じたのかについて、さらなる考察を進めることである。教育サバイバーのひとつとは、世間への意識が強いからこそ、教育からドロップアウトせざるを得ず、と同時に、世間への意識が強いからこそ、難関大学への進学という形で教育への再包摂を果たしている、という本稿で明らかになった知見をもとに、その具体的な内実に迫ることが筆者たちの今後の大きな課題である。

【謝辞】 本稿は、2017年度教育人間科学部附置教育人間科学研究所の助成を受けた研究プロジェクト（課題名：困難を有する子ども・若者への総合的支援に関する研究2－専門学校教職員と「教育サバイバー」に着目して）の成果の一部である。インタビュー調査を快諾くださった8名の教育サバイバーの方々に心よりの謝意を申し上げたい。

## 【引用文献】

Heidegger, M. 1927 Sein und Zeit, Max Niemeyer. ハイデガー『存在と時間I・II・III』原佑・渡邊二郎訳 中央公論新社 2003

マイケル・ウンガー『レジリエンスを育てよう』松嶋秀明他訳 金剛出版2015

## 【注】

- <sup>1</sup> 児童養護施設とは、親の病気や虐待などの理由から家族と暮らせない1歳から20歳の子どもたちを収容し養育・ケアすることを目的とした、児童福祉法で制定された児童福祉施設の一つである。
- <sup>2</sup> 「教育サバイバー (survivors from schooling dropout)」とは、筆者（大塚）の造語である。本文中でくり返しのべているように、不登校・ひきこもり・非行の表出といった理由により学校教育から一定の期間ドロップアウトし、その後、学校教育への再包摂を果たしているひとびとをそのように名付けている。サバイバーというと、「虐待サバイバー」が人口に膾炙している。虐待からサバイブした（生き延びた）から「虐待サバイバー」である、という語用からすると、教育サバイバーは、教育からサバイブしたわけではないので、違和感のある表現かもしれない。正確には、学校教育からのドロップアウトよりサバイブしたという意味を表したいので、適切な表現があればご教示いただきたい。
- <sup>3</sup> リジリエンスは、虐待サバイバーの研究のなかで見いだされた概念である。
- <sup>4</sup> [http://www.mext.go.jp/b\\_menu/houdou/29/10/1397646.htm](http://www.mext.go.jp/b_menu/houdou/29/10/1397646.htm) (2018年10月24日最終確認)
- <sup>5</sup> <https://www.mhlw.go.jp/seisaku/2010/02/02.html> (2018年10月24日最終確認)
- <sup>6</sup> 関東自立就労支援センター HP (<https://shuroushien.com/98770>) (2018年10月24日最終確認)
- <sup>7</sup> 不登校に関する実態調査（平成26年7月9日）[http://www.mext.go.jp/b\\_menu/shingi/chousa/shotou/108/shiryo/\\_icsFiles/afieldfile/2015/06/10/1357554\\_06.pdf](http://www.mext.go.jp/b_menu/shingi/chousa/shotou/108/shiryo/_icsFiles/afieldfile/2015/06/10/1357554_06.pdf) (2018年10月24日最終確認)

- <sup>8</sup> 若者の生活に関する調査報告書（PDF版）平成28年9月内閣府政策統括官（<http://www8.cao.go.jp/youth/kenkyu/hikikomori/h27/pdf-index.html>）（2018年10月24日最終確認）
- <sup>9</sup> 内閣府の調査は、ひきこもりを、狭義・準・広義と分類している。狭義のひきこもりとは、病気・出産・育児等の理由を除き、6か月以上にわたって、近所のコンビニなどには出かける、自室からは出るが家からは出ない、自室からほとんど出ない、という状況に当てはまる者を指す。準ひきこもりとは、病気・出産・育児等の理由を除き、6か月以上にわたって、趣味の用事のときだけ外出する者を指す。これら「狭義のひきこもり」と「準ひきこもり」の合計が、「広義のひきこもり」と定義されている。
- <sup>10</sup> インタビュー調査対象者の選定は以下のような方法で行った。筆者が関係のある複数の大学の講義において、延べ1000名近くの学生に対して本研究の趣旨について説明した。その説明を受けたうえで、みずから教育サバイバーと自覚・認識し、インタビュー調査に協力することを名乗り出てくれた学生や、講義を受けた学生からの紹介によってつながった学生が、今回のインタビュー調査対象者となった。
- <sup>11</sup> 「教育サバイバー」がどうなったら不登校やひきこもりではなくなるのか、という問題と、インタビュー調査の継続とは関連のある事柄である。インタビューの多くは、教育サバイバーとして、不登校やひきこもりから現時点ではサバイブしている。しかし、それはあくまでも「現時点では」という留保付きであり、インタビュー調査時でも、心身共に不安定さを抱えているひとがほとんどであった。この意味でも、教育サバイバーに対する調査は、数年から数十年の期間での継続的・経時的な調査を必要とすると考えられる。その一環として、本調査では、インタビューが希望した場合に限り、継続的な追跡調査を行うこととした。
- <sup>12</sup> インタビュー調査時点の彼女は、摂食障害になった過去当時を振り返り、「母親からの愛情を欲していたのだと思う」と語ってくれたが、これが当時のAさんが摂食障害になった理由かどうかを確かめるすべはすでない。
- <sup>13</sup> S.126f., I, 327頁以下。なお、『存在と時間』からの引用に際しては、原典と邦訳書のページ数のみを記す。
- <sup>14</sup> S.126f., I, 327頁以下。
- <sup>15</sup> vgl., S.127, I, 328頁参照。
- <sup>16</sup> S.126f., I, 328頁。
- <sup>17</sup> S.127, I, 329頁。
- <sup>18</sup> S.144, II, 35頁。
- <sup>19</sup> S.127, I, 330頁。
- <sup>20</sup> vgl., S.127, I, 330頁参照。